

指導体制について

学校における性教育は、各学校の教育活動全体を通じて実施されるため、学校としての指導体制が整えられなければならない。具体的には、発達段階を重視し、性教育についての計画、実施、評価、改善を図っていくことができる体制を作り上げることが重要である。その際、特に次のことが重要である。

①学校の教育目標と性教育の目標との関連

性教育を学校全体で取り組むためには、教育課程の基準のねらいやそれに基づく学習指導要領のねらい及び各学校の教育目標と性教育の目標との関連を明らかにして、全教職員が理解して指導体制を整える必要がある。

②性教育の位置付け

学校における性教育は、次のように位置付けることができる。

- 教育課程に位置付け、各教科・道徳・特別活動の授業で扱う性教育
- 上記を統合・深化し、児童生徒の内面で統一的にとらえることができるよう特別活動や総合的な学習の時間に位置付けて実施する性教育
- 生徒指導として学校教育全体を通じて行う集団的・個別的な性に関する指導と支援及び個別指導

③全校的な指導体制

学校全体で取り組むためには、校務分掌と融合した有機的な教職員の組織を設け、教職員それぞれの役割分担を明確にする必要がある。とりわけ、校長の適切な判断と指導力が求められる。

④性教育に関する校内研修

教職員の間には、性に対する様々な意識や価値観があったり、性教育に対して様々な見解が見られる。したがって、ねらいや取り上げる内容、その指導方法等について教職員で共通理解を図るとともに、教職員の実践的な指導力の向上に努めるための研修を行う必要がある。

⑤教材・資料の収集・保存

教材・資料の収集を積極的に行うことはもとより、一カ所にまとめるなど保存方法にも工夫を凝らしたい。また、教材・資料の与え方等を研修を通して共有し合うなどしたい。

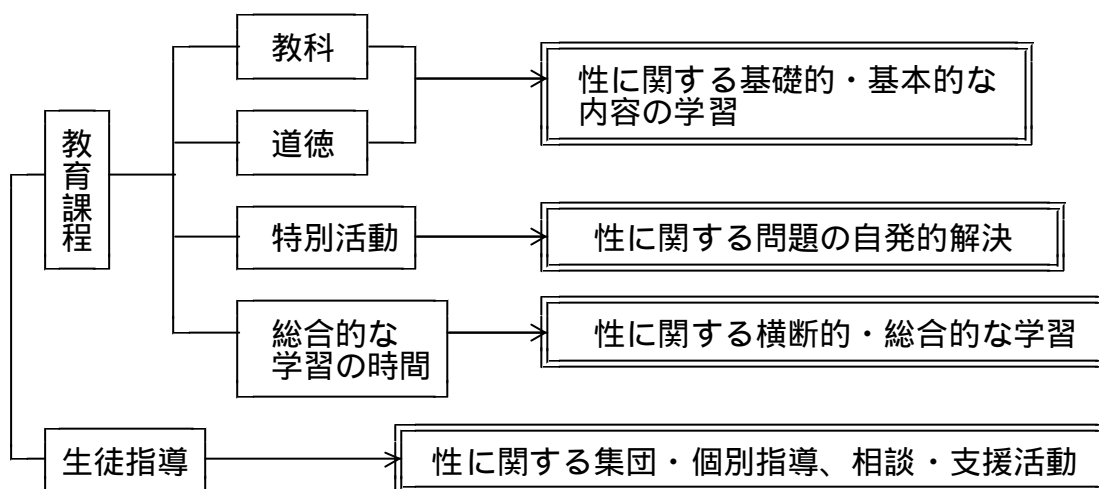
⑥学校・家庭・地域社会・関係機関との連携

学校が性教育を実施するに当たり、保護者との協力が必要であることは言うまでもない。また、学校と家庭、地域における関係機関等との連携が重要であり、学校における性教育の指導体制を整える際には、この連携体制を整備する必要がある。

学校の教育目標

性教育の目標

指導・支援の場面（教育課程等への位置付け）



指導体制の確立

家庭・地域関係機関

性教育の計画作成と進行状況の管理
教職員の研究や研修のための計画立案と実施
指導のための環境・条件整備
家庭、地域社会、関係機関との連携
相談活動の運営と協力
関係校務分掌組織との連絡・調整
資料等の作成と情報提供
教材・教具の開発、保管

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、養護教諭、学年主任、教科担任、学級担任、学校医・・・

*性教育の実施に当たっては、特に【校長】の適切な判断が求められている！
慎重に進めるべき事例について、P46を参照

実態調査と指導

実態把握

学校における性教育に限らず指導にあたっては、児童生徒の実態を把握することは言うまでもない。目の前の児童生徒がどれだけの知識を持ち合わせているのか、どのような行動傾向にあるのか、何を知りたいと望んでいるのかなど幅広くその実態を把握することが大切である。加えて、学校における性教育の場合は、保護者の意識等を把握することも大切である。

その際、よくとられる手法がアンケート調査である。アンケート調査は、ねらいが何であるかによってその調査内容が決定されてくる。これまで学校における性教育を実施するにあたってのアンケートが多く実施されているが、それらを参考にしながら各学校で主体的にその内容を吟味、作成することが大切である。

また、アンケート調査で終了するのではなく、児童生徒への面談（グループ、個人）等でさらに深くその内面を含めた実態把握を実施したい。アンケート調査が「量的調査」であれば、面談等の調査は「質的調査」である。この両者をセットに考えてより広く、より深く児童生徒の理解に努めたいものである。

実態調査…本人、家庭のプライバシーへの配慮

基本的内容

性に関する知識の内容と量…情報入手経路を含む

性に関する心身の発育・発達状況…不安や悩みを含む

性に関する意識や価値観…異性観など

交友関係…家庭での交友を含む

日常生活…家族の人間関係、保護者との性に関しての会話や基本的生活習慣など

集団指導

社会のニーズから学校が誕生した経緯を考えれば、その指導は第一義的には集団を対象に実施することになる。したがって、対象とする集団（多くが学級集団であろう）の成員に共通に身に付けさせるべき内容は何かを十分検討することが重要であり、学校における性教育の指導内容については、学習指導要領が基盤となる。（本書のP18からの「性教育の内容」についても再度参照）

ここでは特に集団指導における留意点としてその主な項目をあげておく。

共感性を促す指導…相手の気持ちを思いやる心の形成は、極めて重要な要素である。

教職員間の連携・協力

組織的・計画的な指導

児童生徒の主体性を生かす指導

明るい雰囲気の中での指導

児童生徒の理解と指導の展開...個人差が大きいことを踏まえた指導

日常生活に役立つ技術・能力の育成...賢明な意志決定や行動選択

指導形態の工夫...ロールプレイング、ディベート等

家庭との連携...性に関する指導の原点は家庭にあり、そこでの教育を充実させる
一翼を担うのが学校。

個別指導

学校における性教育での個別指導は、次の3点でまとめることができよう。

集団の指導では十分でない点について、深化、補充を図るとともに個別化を図るための指導

性に関する悩みがある児童生徒を対象として問題行動の早期発見や予防をねらいとする予防的な指導

性の問題行動を行った児童生徒や性的な被害を受けた児童生徒に対して、その立ち直りを支援する指導

ここでは、個別指導における留意点としてその主な項目をあげておく。

学校における共通理解...個別指導であっても学校における性教育の目標が基盤にあることの認識

児童生徒への共感...悩みの内容を知るのではなく、悩みのつらさをわかろうとする姿勢、問題の背景や要因の把握

教師自身の態度...教師自身の自分の性に関する考え方や価値観等の自覚

教師間の連携・協力

指導における関係機関との連携...個別指導の内容によっては、学校だけでは解決できないことがあることを認識（学校は教育の部分でその役割を果たす）。治療的な指導は関係機関へ。

家庭との連携

信頼関係の確立...秘密の保持を含む

みんなに聞こえる独り言

ほんのひとつき

この時間が二人の宝物

伝えたいのは大きな夢

ステキな未来、強いところ

いい夢をみることができますように・・・

お父さん、

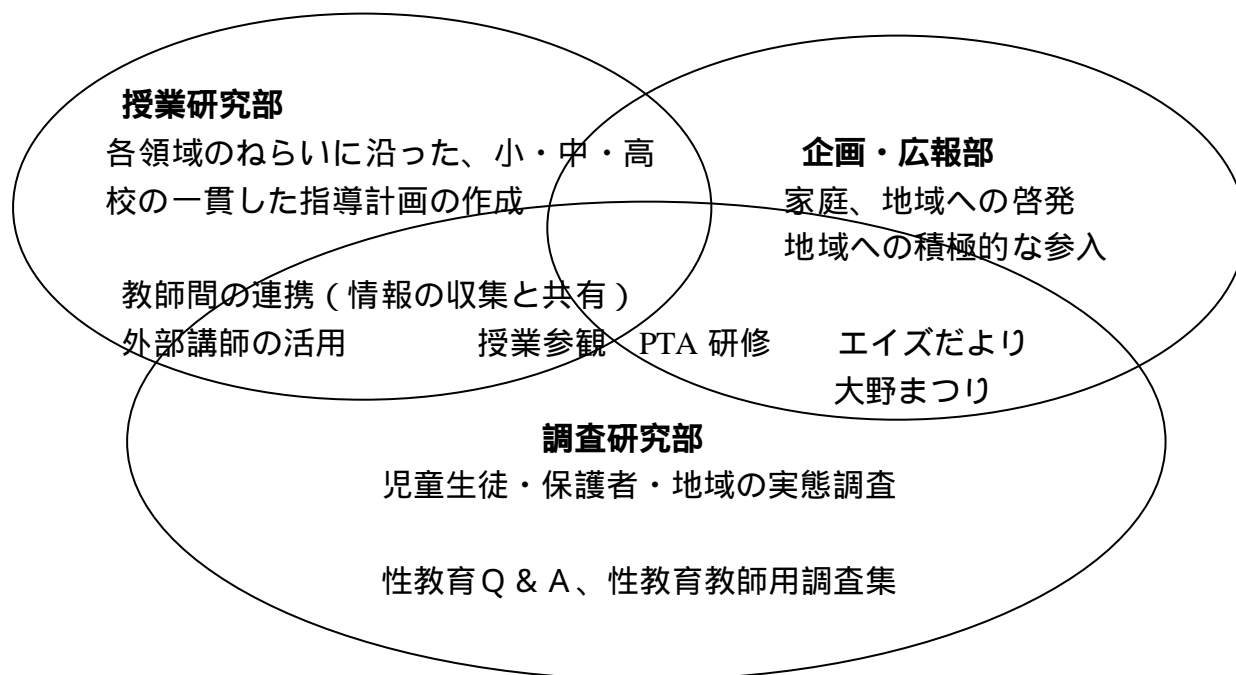
絵本を読んであげてください

公共広告機構（大阪版）

連 携

学校における性教育を進めるに当たって、教職員間、家庭（保護者）、地域、関係機関との連携が重要であることをこれまでにも述べてきた。ここでは、平成14年度～平成16年度に文部科学省から「エイズ教育（性教育）推進地域」の指定を受け、見事な成果をあげている揖斐郡大野町の取組を紹介することで連携の重要性を理解いただきたい。

大野町では、「人間尊重の精神をはぐくむエイズ教育（性教育）の在り方」を研究テーマに掲げ、授業研究部、調査研究部、企画・広報部の三つの実務部会を通して実践を積み重ねた。ここでは特に「連携」という視点でそれぞれについて紹介したい。



授業研究部

各領域のねらいに沿いながら、小学校・中学校・高等学校の一貫した指導の在り方を究明するなど校種間の連携については言うまでもない。この成果（指導計画等）については、来年度作成する実践集の中で紹介することにし、ここでは別の視点から授業研究部の取組を紹介したい。

（ア）外部講師の積極的な活用

小学校、中学校、高等学校の各児童生徒の実態に合わせてとともに授業のねらいに即して地域の「外部講師」を積極的に活用している。保護者、保健師、警察官、妊婦、大学の教員、車いすで生活している方など地域の様々な方々が、教科、道徳、特別活動等

の授業に参画している。もちろん、授業のねらいを達成するために、その方々の授業の中での出場（でば）など綿密な事前の打ち合わせを学校は実施している。外部講師に遠慮することなく学校の思い（方針や授業のねらい）を伝え、外部講師もまたそれに応えるという信頼関係が築かれている。

（イ）教職員間の連携

調査研究部を中心にした様々な情報集めにも、教職員が積極的に取組み、得た情報を共有し合おうという姿勢がある。また、養護教諭や学校栄養職員が教壇に立つこともある。（TT や兼職発令、非常勤講師制度の活用）

「連携」というと外部との連携をイメージしやすいが、こうした教職員間の連携があってこそ、外部との連携は意味を成してくる。学校における性教育では、特にこうした教職員間の共通理解が重要であろう。

（ウ）保護者対象の模擬授業

そもそも、教職員間の共通理解を図ろうという趣旨で模擬授業を考えたわけであるが、この機会を保護者と共有し合うことで保護者の意見も取り入れた授業の創造や保護者の理解を得るための機会とした。児童生徒の夏休みを利用して地域の町民センターで行われ、端的にポイントを示しながら小学校第1学年から第6学年までの授業を公開した。

参加した保護者の感想

- ・学年に応じ、とてもわかりやすい話でした。自分自身も授業を受けたので、子どもと一緒に今後話し合っていると大変うれしく思います。
- ・頭ではわかっているもうまく子どもにわかりやすく話せませんでした。出席させていただき、素晴らしい言葉がいくつも見つかりました。とても良い勉強になり感謝します。
- ・子どもが受けている授業内容、今後の方針を知ることができ安心しました。家庭にもつなげていけるようにしていきたいと思います。
- ・親自身も恥ずかしながら話せたらよいのですが、なかなかできません。先生方のお力をお借りして親も学んでいきたいです。
- ・正しい知識、正しい判断、命の大切さを伝えてくださっている先生方の姿がとてもありがたいと思いました。

調査研究部

この部会では、児童生徒と保護者の意識調査をもとに、授業と家庭をつなぐ取組を行った。具体的には、授業を意識した「性教育 Q&A 集」と「性教育教師用調査集」である。

（ア）性教育Q&A集

「性教育 Q&A 集」は、町全体で意識調査を実施、その結果と分析を踏まえ、学校で

行う性教育の内容と照らし合わせながら作成された。調査結果をもとにしているため、保護者の声が多く生かされている、地域の専門家の助言が散りばめられている、そして何よりも教師の願いを入れることで授業との関連を図っている。この「性教育 Q&A 集」は、小学校版、中学校版としてまとめ、全保護者に配布し、家庭における活用の仕方等を紹介している。さらに、配布後に保護者等の意見を再度聴取し授業に生かそうとしている。冊子を作るのが目的ではなく、エイズ教育（性教育）を推進しようとする熱意とともに家庭と一緒にそれを推進しようとする意図がそこに見て取れる。

（イ）性教育教師用調査集

「性教育教師用調査集」は、教職員の「性を自らのこととして考えているのか！」という自問自答から始まった。児童生徒に性を自分のこととしてとらえさせるには教職員自らがそうでなくてはいけないと考え、「エイズ教育（性教育）を町ぐるみで実践し続けるために」というテーマを掲げ、性に関する地域の情報や児童生徒を取り巻く社会の状況を積極的に収集し、共有し合い、意見交流を行った。その中心となったのが、各学校の保健主事である。学校間の連携がそこに存在していたのである。

企画・広報部

この部会の活動の根底には、エイズ教育（性教育）に対する関心や理解への個人差は、児童生徒よりも保護者や地域住民である大人の方が大きいという考えがあった。そこで、家庭や地域への啓発活動とともに地域ぐるみのエイズ教育（性教育）の推進をその活動内容として位置付けた。具体的には、「エイズだより」の定期発行と「大野まつり」への参画である。

（ア）エイズだより

「エイズだより」は、養護教諭部会の編集による「エイズを知ろう」のコーナーや学校で学習している内容の紹介、地域での取組などの情報が組み込まれた A4 版見開き 4 ページのリーフレットであり、町内全戸に配布した。ここでも、配布だけに終わるのではなく、その後の住民の感想等を聴取し、次号に生かしている。また、各学校における PTA の研修会でもエイズ教育（性教育）に関する講演会を開催、時には親子で講演を聴くという工夫をしている。

（イ）大野まつり

地域住民の意識が集まりやすい「大野まつり」には、児童会や生徒会の児童生徒が中心となり、自分たちが学習してきたことを展示したり、レッドリボンを渡したりと積極的に地域の活動に参画していく方向付けをしている。「大野まつり」の中でエイズコーナーを担当した児童生徒達が、参加できた喜びよりも今後もっと多くの人たちにエイズについて知ってもらいたい、だから自分たちがもっといろいろ勉強していきたいと口を揃えて語っていることが注目される。

これら大野町の取組で特に印象的だったのが、それぞれの立場の間でコミュニケーションが十分にあるということである。連携という名の下に役割分担をするだけに留まることなく、お互いがどのように活動しているのかを把握し合っていること、お互いが活動の中で混ざり合っている部分があること、そして何よりもめざす方向をその時々を確認し合っていることである。これらのことに大きく貢献をしているのが、各学校で開催される学校保健安全委員会であると思われる。開催時には、必ず性教育のことが議題としてあがっているのである。話題としてあげることで、様々な立場の方々がそれを意識し、それぞれの方々の本来の組織の中でも話題になる。すなわち、学校保健委員会は、組織的に教育を推進していく上で核となっていたのである。

以上、連携という視点とはいうものの、目に見える活動面を述べるに留まったかもしれないが、これらの取組の裏には、関係者の熱い思いと強い願いがあることは言うまでもない。また、その思いに支えられて、具体的な活動へと導かれた経緯をはじめ、苦労された点については記述しきれなかった。これらについては、すべての取組の中で、時に中心に、時には支援の立場にその身を置き、町ぐるみの取組へと創り上げていった大野町教育委員会の生の声をお聞きいただく方が良いと考える。

問い合わせ先

揖斐郡大野町教育委員会

0585-32-1111

なお、この実践では、小学校、中学校、高等学校での一貫した指導の在り方を求めようとしたわけであるが、実は大野町には高等学校が存在しない。そこで、本実践においては、揖斐川町にある県立揖斐高等学校に協力を要請したところ、快く承諾をいただき実践が実現したことを追記しておきたい。

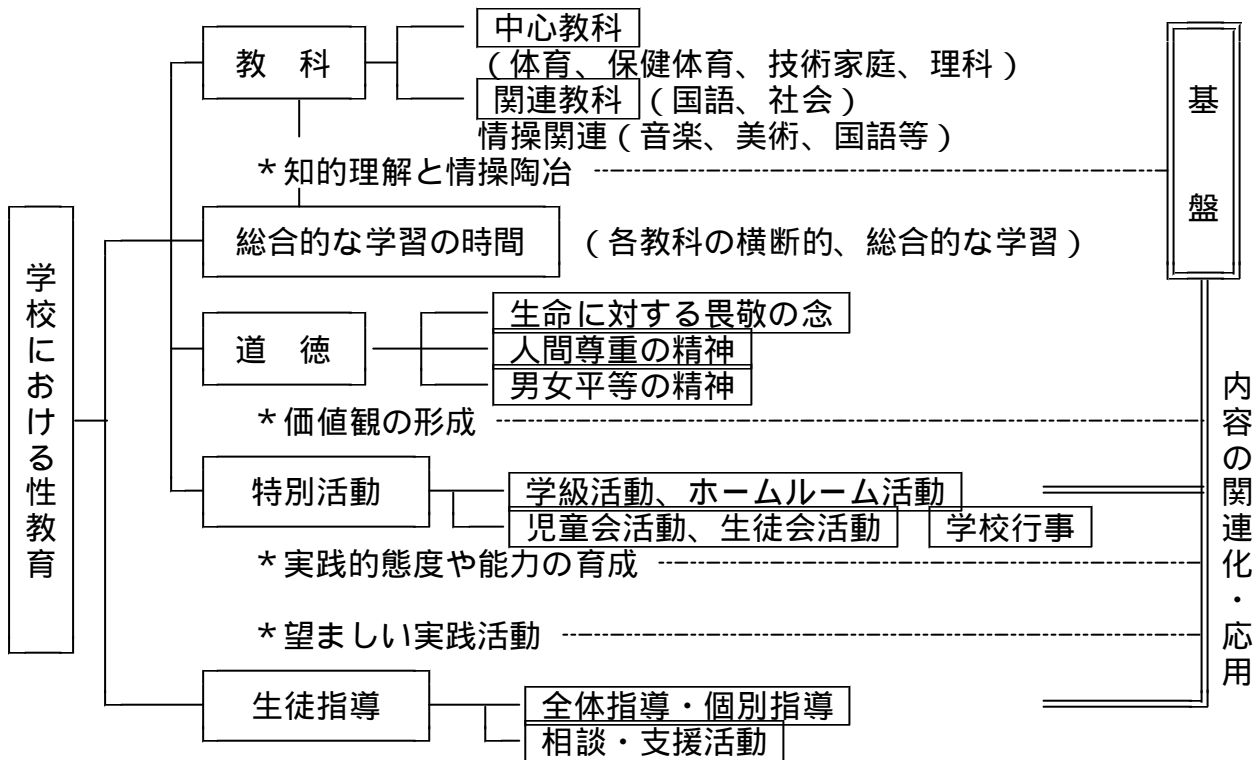
みんなに聞こえる独り言

平成16年11月24日、大野町において、文部科学省指定「エイズ教育（性教育）推進地域」の公表会が実施された。午前中、揖斐高等学校、大野中学校、大野小学校の授業を参観した。真剣に授業に立ち向かう子どもたちとその前には自信に溢れた表情の教師たちがいた・・・

昼食の後、全体会場ロビーに展示された取組の展示パネルを見ていた時のことである。近くにいた地域の方々の会話が聞こえてきた。「最近、子どもたち変わったよね。朝でも昼でも子どもの方から挨拶してくれる！」その言葉が聞こえてきた方を見ると、その先の展示パネルの文字が私の目に飛び込んできた。『人間尊重の精神をはぐくむエイズ教育（性教育）』という研究テーマである。その瞬間、これまでの大野町の歩みが確かなものであり、これから先も揺らぐことのないものであることを確信した。

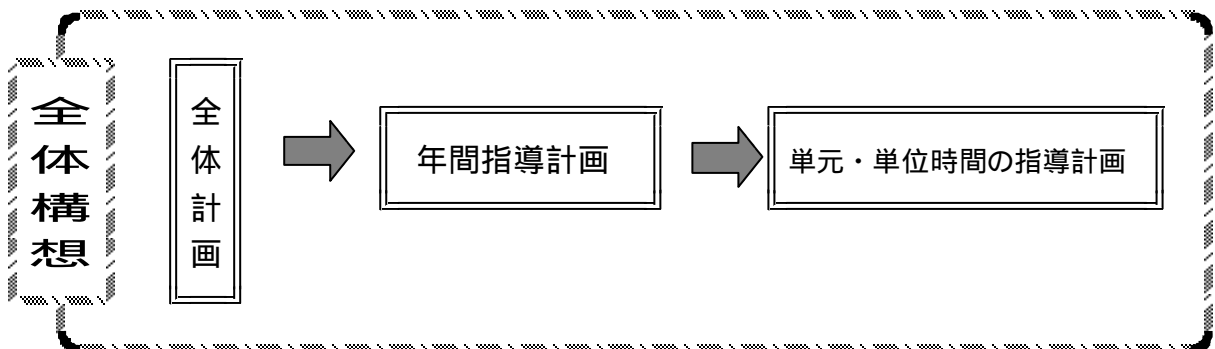
学校における性教育の全体構想

学校における性教育の全体構想に入る前に、P 28で示した教育課程への位置付けについてもう少し詳しく示してみたい。

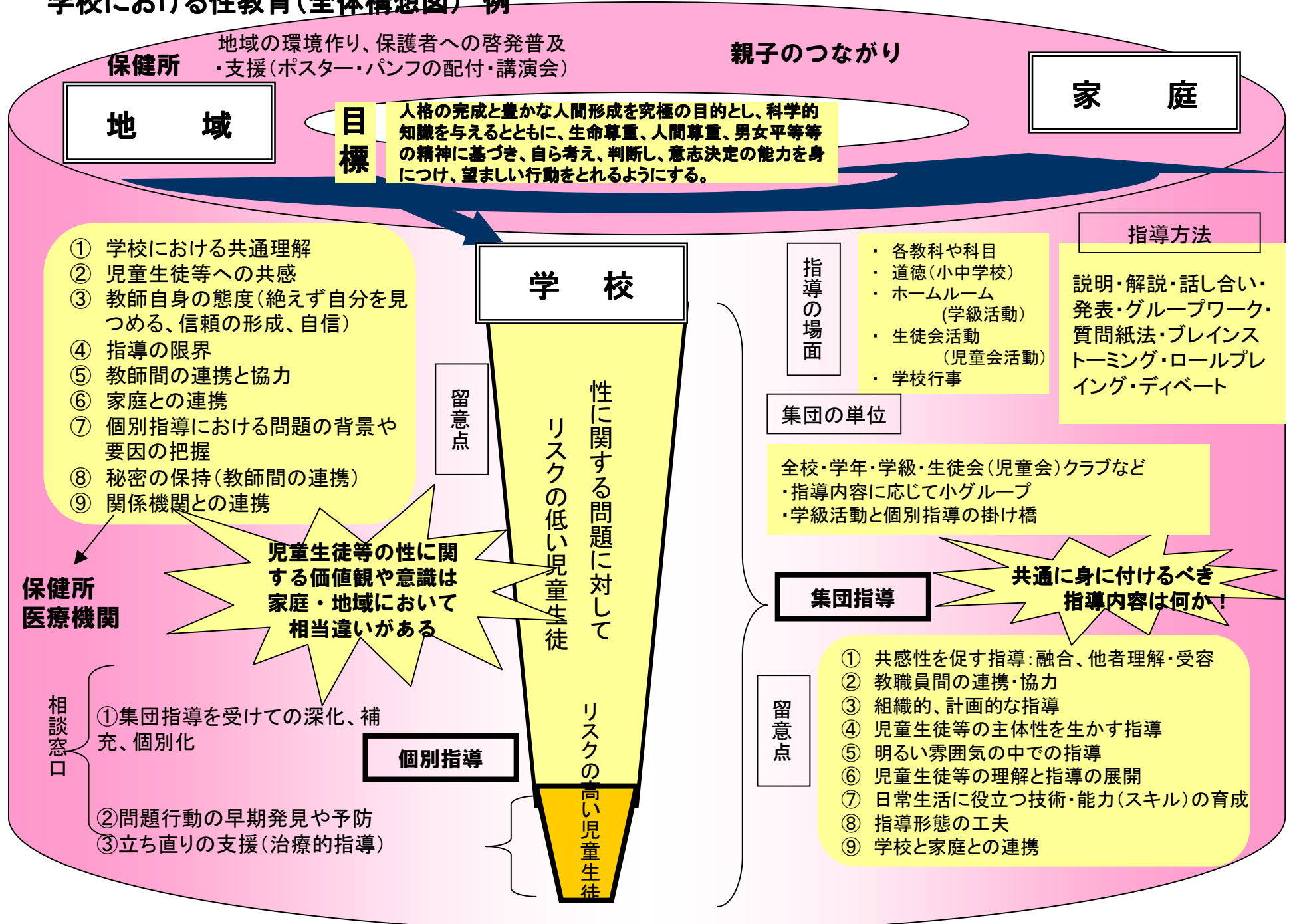


学校における性教育は、体育科、保健体育科の学習を中心としながら、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ学校教育活動全体を通じて実施される。このことを明確に意識しながら、学校の教育目標やねらいに沿って、学校教育活動のあらゆる分野において総体として、かつ発展的に取り扱えるようにしなければならない。

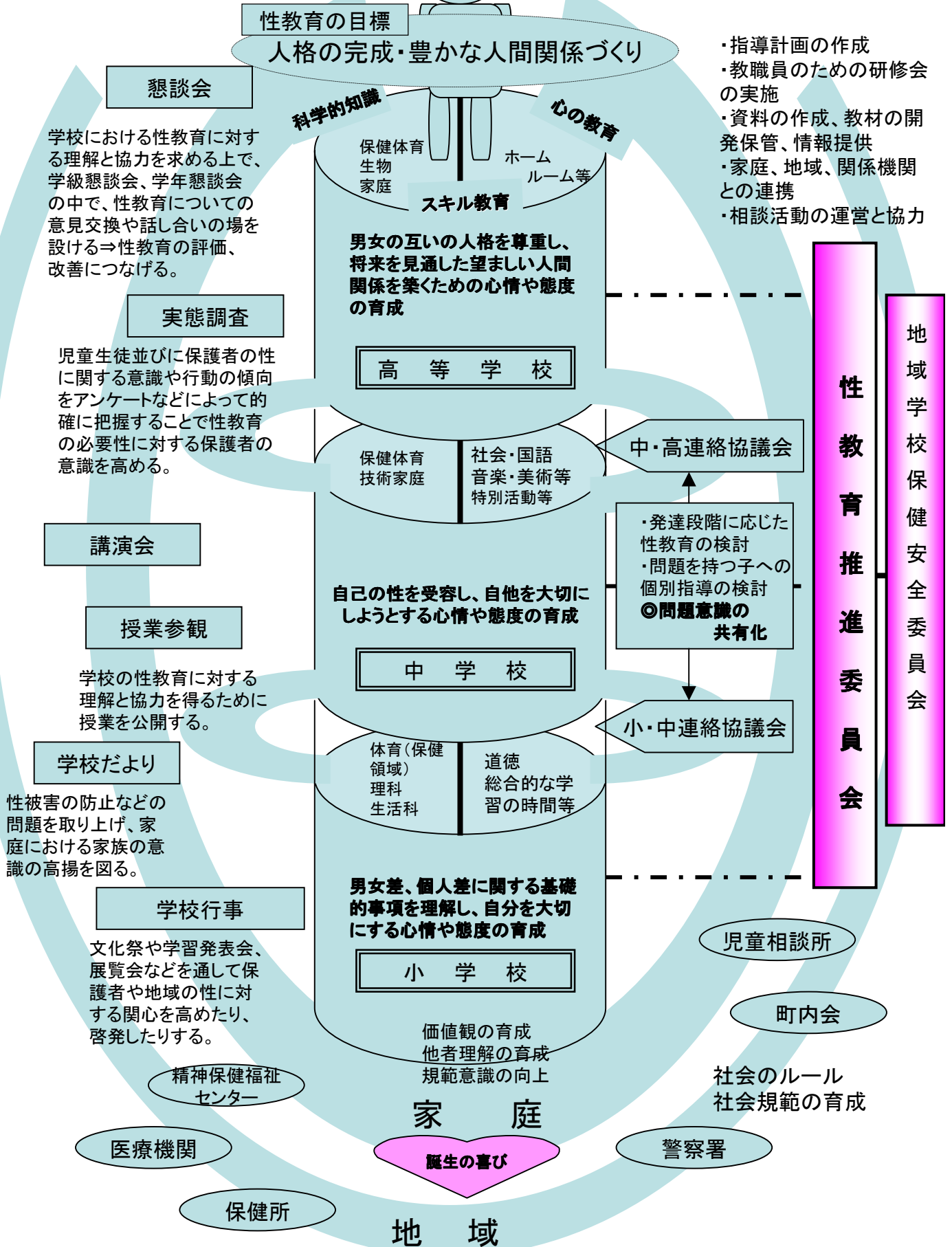
全体構想は、これらのことを確かなものとしてイメージするために作成するものであり、この全体構想がもとになり、全体計画、年間指導計画、単位時間の計画へと具体化していくのである。



学校における性教育(全体構想図) 例



小学校・中学校、高等学校の連携を図りながら進める性教育（全体構想図例）



〇〇小学校 性教育全体計画

児童生徒の実態 (小学生)

- 女子の初経については5～6年生にかけて約半数が、男子の精通については6年生において1割程度の経験率である。初経年齢の低年齢化により、不安を抱える児童や保護者が増え個別指導の必要性が高まっている。
- 異性への関心の高い女子児童が多く、ドラマや少女マンガなどの情報から望ましくないコミュニケーションのとり方がみられる。
- 食卓の在り方考える食育を通して、家族のつながりや大切さを再確認している家庭が多く見られる。
- 飼育栽培活動を通して、命の大切さに気付き、優しい心をもった児童が増えてきている。

学校の教育目標

美しい心とたくましい体で 進んで考え実践する子

- まなぶ子
自ら課題を見つけ、考え、解決する力の育成
- やさしい子
思いやりの心の育成
- じょうぶな子
命を大切にし、強い心と
じょうぶな体の育成

学校の性教育の目標

自分の性と成長を肯定的に受け止め、夢や希望をもち、主体的に生きる子の育成

小学校の性教育の目標

- ア) 生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる
- イ) 男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる
- ウ) 家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる

学校における性教育に関わる重点

- 〇全教育活動を通じて、正しい知識を身に付け、自分を大切に、心身の成長を肯定的に受け止めることができる

家庭や地域との連携に関わる重点

- 〇家庭が自分の存在価値を再確認する場となり、家庭や地域で役割をもって過ごすことができる

性教育推進の目標

学校における性教育	性教育推進の目標	家庭や地域との連携
<p>(低学年) 身体的な発達速度が安定し、好奇心旺盛な時期</p> <p>■特別活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・からだはたからばこ (第1学年) ・さそいのにらない (第1学年) ・わたしのたんじょう (第2学年) 	<p>(低学年)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①男女の体の違いに気付くとともに、自分は父親・母親から生まれ、愛情と保護によって育てられたことを知り、自分を大切にしようとする気持ちを育てる ②男女の体には違いがあるが、人間として共に大切な存在であることを知り男女の別なく仲よくしようとする態度を育てる ③家族は互いに助け合って生活していることに気付く、家族の一員として協力していこうとする態度を育てるとともに、性被害が起きている現状を知り、被害を防ぐ方法を身に付ける <p>(中学年)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①体のつくりや働きを理解するとともに男女の体の違いや発育・発達の特徴を知り、互いに尊重し合う態度を育てる ②男女が互いの違いや良さに気付き、互いに相手を尊重し、男女仲良く協力する態度を育てる ③家庭の機能について理解し、家庭における自分の役割を自覚して行動する態度を育てる。また、性情報を正しく受け止め、適切に行動しようとする態度を育てる <p>(高学年)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①心身の発育・発達には男女や個人によって違いがあることを知るとともに、生命の連続性や人の誕生について理解し、自他の生命を尊重する態度を育てる ②異性に対する心は男女に違いがあることを知り、互いを尊重し、より良い男女の友達関係を築こうとする態度を育てる ③家庭や社会における男女の役割について考え、固定的な性役割にとらわれず、男女が協力することの大切さを知るとともに、性情報や性被害、エイズに関することなどについて認識を深め健康で安全な生活を営む態度を育てる 	<p>●家族とのふれあいの場を確保し、コミュニケーションを深める取組</p> <p>→親子の会話を増やし、進んで家族の一員として働く喜びを持つ子どもを目指す 例)「ふれあい食卓週間」</p> <p>●家庭や地域と一体になり、子どもたちの豊かでたくましい心の成長を支え、見守る取組</p> <p>→異学年集団で構成された縦割り班活動を通して、発達段階に応じて自分の役割を担い、やり遂げる体験を積む。また、家族や地域の知恵を学び高学年への憧れをもつ活動 例)「〇〇小夏祭り」</p> <p>●命のかけがえのなさ・大切さ・素晴らしさを実感し、それらを仲間と共有する中で自分自身への自信をはぐくむ取組</p> <p>→親子で学ぶいのちの教育 例)「いのちの教育月間」 「授業参観と産婦人科医の講話」</p> <p>●豊かな心をはぐくむ取組</p> <p>例)「朝の読書活動」 「親子読書や読み聞かせ」</p> <p>●子どもや家族の姿から、活動の意味やうちを価値付け、家庭の好ましい教育力を自覚させる取組</p> <p>例)「保健だより」 「学校・学級通信」</p> <p>●子どもたちの心身の発達を理解し、家庭での子育てを支援する取組</p> <p>例)「家庭教育学級」「個別懇談」 「授業参観」「アンケート調査」 学校医による講話</p>
<p>(中学年) 体格や体力は男女の違いが生じ始め、異性に対する関心が芽生える時期</p> <p>■体育科 (保健領域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の生活と健康 (第3学年) ・育ちゆくわたし (第4学年) <p>■特別活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちの体 (第3学年) ・マスコミと私たち (第4学年) ・月経のてあて (第4学年女子) 		
<p>(高学年) 2次性徴の発現により心身ともに大きな変化が現れ、自己の性への認識が確かになる時期</p> <p>■体育科 (保健領域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康 (第5学年) ・病気の予防 (第6学年) <p>■理科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の発生と成長 (第5学年) ・人や動物の体 (第6学年) <p>■家庭科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしにできることは (第5学年) ・楽しい食事をくふうしよう (第6学年) <p>■特別活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちをつくりだす (第5学年) ・エイズと共に生きる (第6学年) 		

教職員の連携・教育環境の整理

- 〇教育相談の充実による児童理解
- 〇教材の開発や保管
- 〇性教育についての共通理解を図る研修会
- 〇教員同士の連携・協働体制の構築
- 〇組織的、計画的な性教育の指導

保健室

- 〇個別指導を必要とする児童の把握と、健康相談活動の実施
- 〇児童の心身における健康状態の把握と、望ましい生活習慣の確立
- 〇児童の抱える悩みへの共感的姿勢

学校内外との連携等

- 〇相談機関との連携
- 〇他校との情報交換と連携
- 〇学校医を始めとする地域医療機関や保健センターとの連携
- 〇スクールカウンセラーの活用

◇ 実態

性教育を進めるに当たって、生徒の実態を次の観点からきめ細かく把握することに努めた。

- ◎ 性に関して持っている知識の内容や量
- ◎ 性に関する心身の発育・発達の状況
- ◎ 性に関する意識や価値観
- ◎ 交友関係
- ◎ 家庭環境

◇ 重点

指導の場を学校と家庭の二つとし、それぞれに連携を取り合って性教育の効果を高める。

◇ 指導内容

小学校教育は6年間という長い期間であり、生涯の中でも心身の発育・発達の変化の著しい時期である。低・中・高の時期に分け、その時期の心身の発達の特徴を理解した上で指導に当たられるよう配慮した。

〇〇小学校 性教育全体計画

<p>児童生徒の実態 (小学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子の発達については5～6年生にかけて約半数が、男子の発達については6年生において1割程度の遅れである。初級年齢の低年齢化により、男女の発育や発達に個人差・個人差の必要性が感じられている。 ・児童への関心が高い。女子児童が多く、下学年でマンツーマンでの指導が実施されている。マンツーマンでの指導のやり方を考える。食育を通して、家庭のつながりや大切さを再確認している。食育活動が多く見られる。 ・食育のやり方を考える。食育を通して、家庭のつながりや大切さを再確認している。食育活動が多く見られる。 ・食育のやり方を考える。食育を通して、家庭のつながりや大切さを再確認している。食育活動が多く見られる。 	<p>小学校の性教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「美しい心とたくましい体で進んで考え実践する子」を育てる。 ・「美しい心とたくましい体で進んで考え実践する子」を育てる。 ・「美しい心とたくましい体で進んで考え実践する子」を育てる。 	<p>家庭や地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 ・「ふれあい食卓週間」を実施する。
<p>学校における性教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいはたらきこ (第1学年)」 ・「ふれあいはたらきこ (第2学年)」 ・「わたしたちの体 (第3学年)」 ・「わたしたちの体 (第4学年)」 ・「わたしたちの体 (第5学年)」 ・「わたしたちの体 (第6学年)」 	<p>家庭や地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 	<p>家庭や地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 ・「ふれあい食卓週間」を実施する。 ・「ふれあい食卓週間」を実施する。

◇ 家庭との連携

小学校における性教育には、科学的知識の伝達ではなく、人と人のつながりを大切にした教育が必要だと思われる。家庭との連携を図り、家族のつながりを深めるために、家庭の中に自分の存在価値を見つけることができるような活動を意図的に仕組んだ。

この全体計画では、「ふれあい食卓週間」がそれにあたる。

◇ 学校内外との連携

学校における性教育は、学校の教育活動全体を通じて行われることから、性教育のための組織は関係する校内分掌組織と密接に連携した組織でなければならない。

学校、家庭、地域社会が連携した性教育の推進や性に関する問題の発生防止・解決のためには、地域関係機関や団体等の支援や協力が必要な事柄もある。そのため、校外組織との円滑な連携が図られるようにしておく。

<p>教職員の連携・教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 教育相談の充実による児童理解 ◎ 教材の精査や改善 ◎ 性教育についての共通理解を図る研修会 ◎ 教員同士の連携、協力体制の構築 ◎ 組織的、計画的な性教育の推進 	<p>保健室</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 個別指導が必要な児童の把握 ◎ 児童相談員、保健師等の把握 ◎ 児童の抱える悩み 	<p>学校内外との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 関係機関との連携 ◎ 他校との情報交換と連携 ◎ 保護者を始めとする地域関係機関との連携 ◎ スクールカウンセラー
--	--	---

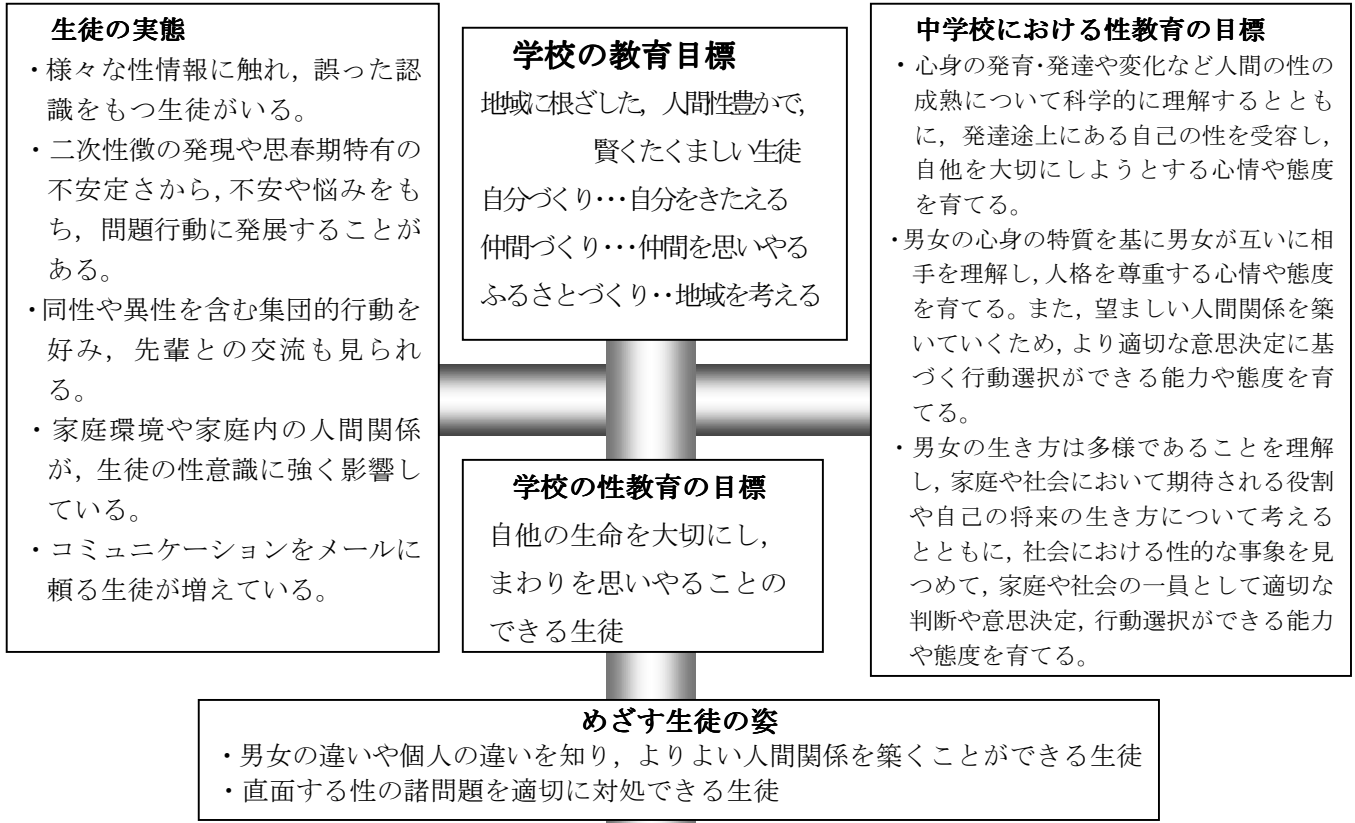
◇ 保健室

保健室では、個別指導の必要な児童を把握し、担任との連携を大切にしながら相談活動を実施する。

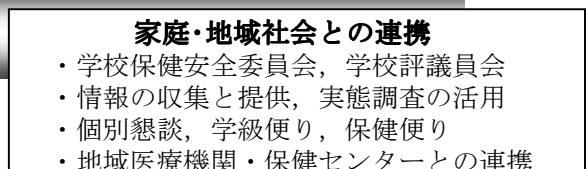
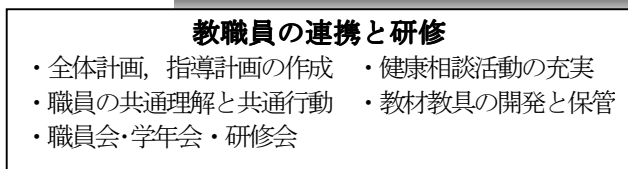
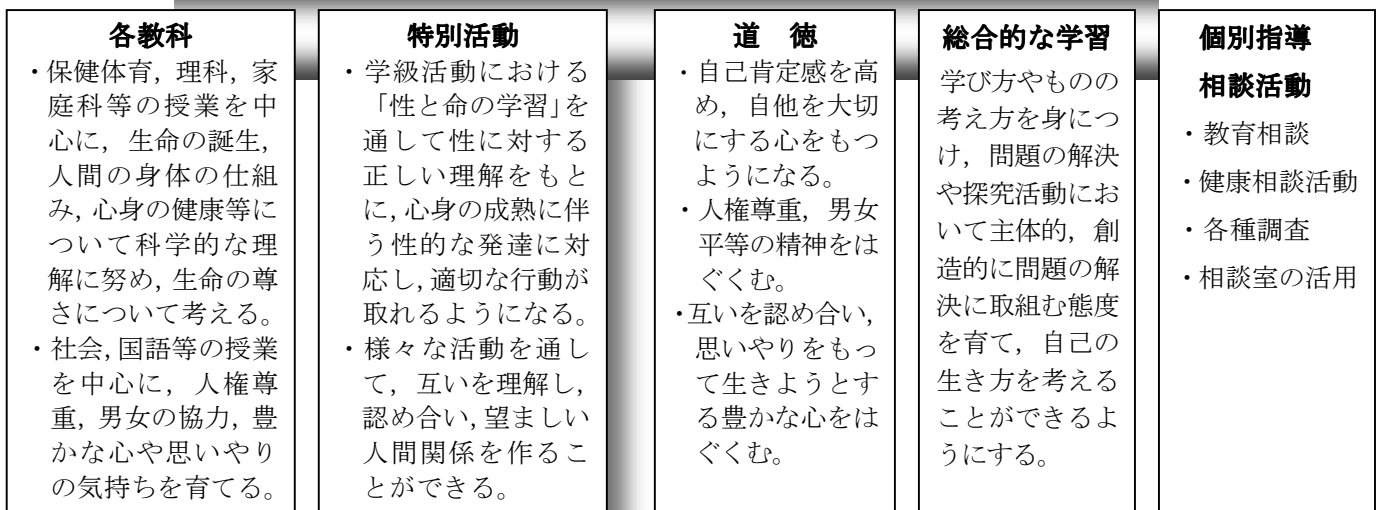
◇ 教職員との連携

補助教材は、児童の発達段階と学校の性教育のねらいに即して適切であるかどうかという視点で選択する。また、表現や図案等が適切であるかも吟味する。

〇〇中学校 性教育全体計画



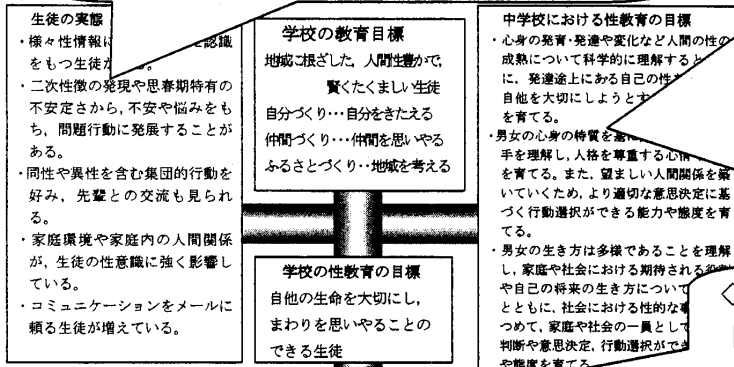
性教育推進の目標	
1年	身体的な成熟に伴う性の発達について理解するとともに、自他の性に対する認識を深め、異性を尊重する心情や態度を身に付ける。
2年	男女の人間関係においては、お互いの人格を尊重することが重要であることを理解することで、健全な異性感をもつ。
3年	家庭や社会における男女の生き方は多様であることに気付くとともに性にかかわる問題に対して、適切な判断や意思決定ができる能力や態度を身に付ける。



◇ 実態

性教育を進めるにあたって、生徒の実態を次の観点からきめ細かく把握することに努めた。

- ◎ 性に関する知識の内容や量
- ◎ 性に関する心身の発育・発達状況
- ◎ 性に関する意識や価値観
- ◎ 交友関係
- ◎ 家族関係



◇ 目標

中学生期は、心身の変化が最も激しく現れる時期であり、人格形成においても一生の中で重要な位置を占める時期である。この時期にいかにより自己を受けとめるか、生きていく上でどのような行動の指針を形成するかは、自己の生涯に大きな影響を持つ。言い換えれば男性として、又は女性として自己や他者をどのように理解するかによって大きく左右される。この特性を踏まえた目標を設定した。

◇ めざす生徒の姿

『生徒の実態』から見えてくる課題を解決できる生徒をめざすことにした。

- めざす生徒の姿**
- 男女の違いや個人の違いを知り、よりよい人間関係を築くことができる生徒
 - 直面する性の諸問題を適切に対処できる生徒

◇ 総合的な学習

総合的な学習の時間のねらいを十分に踏まえ、「人間としてどう生きていくか」という視点から内容を考えた。

性教育推進の目標	
1年	身体的な成熟に伴う性の発達について理解するとともに、自他の性に対する認識を深め、異性に対する心構えや態度を身に付ける。
2年	男女の人間関係においては、お互いの人格を尊重することが重要であることを理解することで、性感をもつ。
3年	家庭や社会における男女の生き方は多様であることに気づくとともに性にかかわる問題について、判断や意思決定ができる能力や態度を身に付ける。

各教科	特別活動	道徳	総合的な学習	個別指導
<ul style="list-style-type: none"> 保健体育、理科、家庭科等の授業を中心に、生命の誕生、人間の身体の仕組み、心身の健康等について科学的な理解に努め、生命の尊さについて考える。 社会、国語等の授業を中心に、人権尊重、男女の協力、豊かな心や思いやりの気持ちを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動における「性と命の学習」を通して性に対する正しい理解をもとに、心身の成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動が取れるようになる。 様々な活動を通して、互いを理解し、認め合い、望ましい人間関係を作ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感を高め、自他を大切にすることを身につける。 人権尊重、男女平等の精神を育てる。 互いを認め合い、思いやりをもって生きようとする豊かな心を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学び方やものの考え方を身につける。 問題の解決や探究活動において主体的、創造的に問題の解決に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談活動 健康相談 各種調査 相談室の活用

◇ 個別指導・相談活動

中学生の時期における性に関する知識・理解については個人差が大きく、集団指導では十分でない場合も多い。また、性の問題で深刻に悩んでいる生徒もいるため個別指導は不可欠である。

◇ 教職員の連携と研修

性教育は、全職員が組織的に推進する必要がある。教職員一人一人が、学級担任として、教科担当として、さらには養護教諭としてそれぞれの立場に応じた役割と職務内容について明確にする必要がある。

学校における性教育が人の生き方の根幹にかかわるものであることを共通理解し、指導内容、方法、指導の場を設定した。また、補助教材についても、生徒の発達段階と学校の性教育のねらいに適切に対応しているかどうかを吟味する必要があると考える。

◇ 具体的な取組

教育課程における指導は、教科・道徳特別活動・総合的な学習の時間がある。教育課程と同様、日々実践される日常の個別指導・集団指導も生徒の生活や生き方を考えさせる場となっているので、同列にした。

◇ 家庭・地域社会の連携

学校における性教育は、家庭の理解と協力を得ながら、地域社会と連携して行われることでより効果的になる。適時、適切に学校の考え方、取組を伝えたい。

教職員の連携と研修	家庭・地域社会との連携
<ul style="list-style-type: none"> 全体計画、指導計画の作成・健康相談の充実 職員間の共通理解と共通行動の推進 職員会・学年会・研修会の開催と保管 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全委員会、学校評議員会 情報の収集と提供、実態調査の活用 個別相談、学級便り、保健便り 地域医療機関・保健センターとの連携

〇〇高等学校 性教育全体計画

高等学校における性教育の具体的な目標

1. 心身の発育発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に関する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。
2. 将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択の能力や態度を育てる。
3. 社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。

本校の高校生の実態

岐阜は自然豊かな県であるが、広い為地域差も生じるところである。高校生は体の発育、発達や性的成熟度はほぼ完成に近づく時期であるが、個人差に伴う不安や悩みを抱えている。

- ・性情報の氾濫
- ・性感染症のリスクが高い
- ・問題解決能力が低い

性教育推進の観点

- ・ 人命の尊重 →
- ・ 人権の尊重 → 人間教育
- ・ 人格の尊重 →

学校の教育目標

教育基本法に則り、一人一人の個性を伸ばすとともに豊かな人間性を養い、学力の向上と幅広い教養を身につけ、社会的貢献ができる心身ともに健やかな生徒の育成を図る。

学校の性教育目標

性教育推進の観点に則り、新しい社会に主体的に対応できる資質・能力を身につけさせる。

家庭との連携にかかわる重点

生徒の住居地域が広い為、家庭との連携が希薄になりがちな高校の特徴を克服し、教育方針、目標、指導方法を明確にし、学校保健安全委員会・PTA総会・保護者個別懇談を中心に活動を強化し、保護者との意志疎通を密にしていく。

学校における性教育にかかわる重点

人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから捉え、科学的知識を与え、生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう指導する。

地域との連携にかかわる重点

学校・家庭といった狭い範囲でとらえる事ができない行動を考え、学校評議委員会を中心に、地域社会や関係機関との連携、協力をを行い、常に効果的な指導を実行していく。

学校における性教育の具体的な取組み

役 割	組 織	内 容
各 教 科 性教育の知的理解 情緒の安定	保健体育	思春期から結婚、加齢という生涯健康の観点から指導する。
	理 科	生物、生命現象の観点から生命尊重を認識させる。
	地歴公民	倫理的価値に関する理解や判断力を養い、自主的人格形成に導く。
	家 庭	保育に関する基礎的知識の習得、食物栄養学習の観点から家庭生活充実への能力態度を育成する。
	国 語	文学作品に触れることで、性に関する思想や感情を理解し、考えさせる。
	外 国 語	外国人の生活習慣や異文化に触れることで、人権尊重への態度を育成する。
	芸 術	芸術鑑賞により美しい心を育てる。
特別活動 男女の特性理解 相互協力体験	H R 活動	よりよい男女の人間関係、性衝動のコントロール、性情報の分析などを議題にし、考えさせる。
	生徒会活動	エイズについて実態調査、分析、フォーラム参加や人権擁護活動を通じて生命・人権・人格尊重へ導く。
	学校行事	定期健康診断を通じて自分の体を理解し、自己管理能力のある生徒へ導く。 全校集会、学年集会を利用した性被害防止の指導を通じて、自己管理能力を育成する。
総合的な学習の時間 主体的な学び 問題解決能力育成	進路講話	自分の進路や生涯について考えさせ、人生設計をさせる。
	保健講話	科学的知識の習得と人間尊重の精神を養う。
日常指導 健康で安全な生活 不適応への援助	個別指導	健康診断結果による個別指導実施や、性について個々に合った内容で指導する。
教職員の連携	組織全体 学 年 保健厚生 教育相談	職員会議・教科担任会議での研修・共通理解・学校保健委員会での情報交換をしていく。 学年会での情報交換を大切にし、学年通信により指導内容やかわる行事等を知らせる。 保健室経営・健康保健行事の計画をするとともに、生徒指導部との情報交換をしていく。 学校医・巡回教育相談医の活用。

家庭・地域社会との連携（保護者懇談会・保健センターの利用・警察・医療機関・弁護士・PTA 総会・学校評議員会）

- ・ 学校の性教育方針への理解と協力
- ・ 家庭での教育と情報提供
- ・ 幅広い地域社会からの理解と協力
- ・ 学級便り
- ・ 保健便り
- ・ ピアカウンセリング

全体計画を立てるにあたって（高等学校）

◇ 学校と家庭・地域の連携をふまえた例

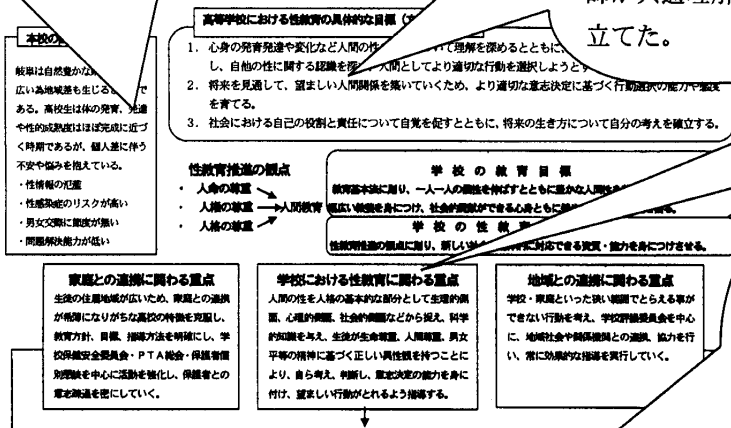
◇ 実態
性教育を進めるに当たって、生徒の実態を次の観点からきめ細かく把握することに努めた。

- ◎ 性に関する持っている知識の内容や量
- ◎ 性に関する心身の発育・発達状況
- ◎ 性に関する意識や価値観
- ◎ 交友関係 ◎ 家庭環境

◇ 目標
高校生期は、体の発育・発達には個人や男女によって違いがみられるが、高校生の後期にはほぼ成人と変わらなくなり、性機能も成熟して、心理的な発達も著しくなる。自分を知り、主体的な判断や行動ができるようになることが重要である。このような高校生期の特性をふまえ、すべての教師が共通理解・共通認識をもち共有できる目標を立てた。

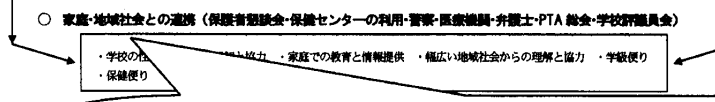
◇ 重点
性教育の3本柱である『人命』『人権』『人格』を大切に重点をしばった。

◇ 具体的な取り組み
高等学校における性教育は、各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間及び生活指導等の教育活動全体を通じて実施される。
学習指導要領に示されている教科の内容の中に性にかかわる事項が含まれている公民、理科（生物）、保健体育、家庭等の教科の横断的な取り扱いが大切である。
ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動においては、学校の実態に応じた内容を取り扱う。また、生徒指導部、進路指導部、教育相談部、保健室で行う個別指導等とも関連させて人間関係に関する指導の充実に取り組みたい。



○ 学校における性教育の具体的な取り組み

役割	組織	内容
各教科	保健体育	思春期から結婚、加齢という生涯健康の観点から指導する。
	理科	生物、生命現象の観点から生命尊重を認識させる。
	性教育の知的理解	倫理的価値に関する理解や判断力を養い、自主的な
	情緒の安定	保育に関する基礎的知識の習得、食物栄養学
	家庭	文学作品に触れることで、性に関する
特別活動	日 良活動	よりよい男女の人間関係、性行動のコントロール、性情報の分析などを議題にし、考えさせる。
	生徒会活動	エイズについて実態調査、分析、フォーラム参加や人権活動を通じて生命・人権・人格尊重へ導く。
総合的な学習の時間	進路講話	自分の進路や生涯について考えさせ、人生設計をさせる。
	保健講話	科学的知識の習得と人間尊重の精神を養う。
教職員の連携	組織全体	職員会議、教科担任会議での研修・共通理解・学校保健委員会での情報交換をしていく。
	学年	学年会での情報交換を大切に、学年通信により指導内容や関わる行事等を知らせる。



◇ 家庭・地域社会との連携
生徒の性意識や性行動は、生まれ育った家庭の在り方、家族関係、保護者の価値観や生き方、保護者の育て方やしつけ等が大きく影響している。また、学校において性教育を効果的に行うためには、日常から家庭はもとより地域住民と適切な連携、協力を行うことが大切である。
ただし、外部講師を依頼する時には、学校のねらいを十分に説明した上で実施することが必要である。

參考資料

平成16年度性感染症(HIV)実態調査(岐阜県)

年齢別患者数の推移

単位：人

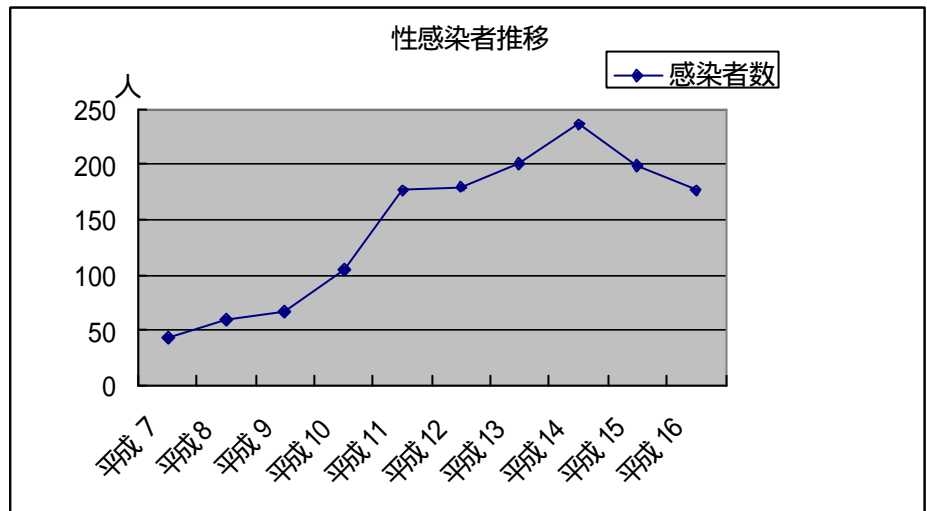
年度	~19	~24	~29	~34	~39	~44	~49	~54	~59	~64	~69	70~
7	42	181	140	109	58	54	44	20	17	12	15	17
8	60	149	183	124	68	42	40	27	14	13	12	21
9	66	211	194	137	71	50	60	29	17	9	10	43
10	105	248	208	116	84	53	52	29	17	12	9	45
11	176	332	289	163	100	70	40	44	24	15	14	47
12	179	370	302	192	151	77	69	51	19	17	18	44
13	201	428	336	287	129	92	62	63	29	11	15	11
14	237	442	384	267	177	120	64	37	22	11	11	12
15	198	464	382	294	188	125	60	49	16	15	9	7
16	177	413	375	302	207	120	78	53	44	10	12	15

- 9歳： 1人(男 0人、女 1人)
- 11歳： 1人(男 0人、女 1人)
- 14歳： 3人(男 0人、女 3人)
- 15歳： 8人(男 1人、女 7人)
- 16歳： 23人(男 2人、女 21人)
- 17歳： 31人(男 6人、女 25人)
- 18歳： 40人(男 9人、女 31人)
- 19歳： 70人(男 15人、女 55人)

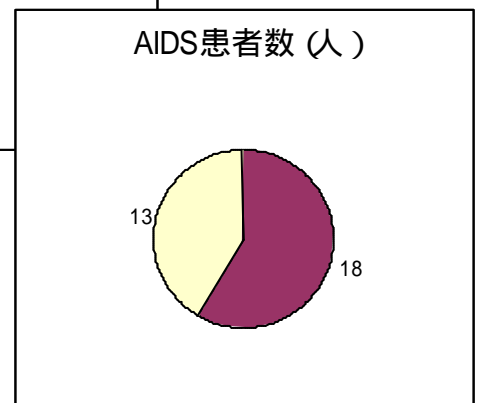
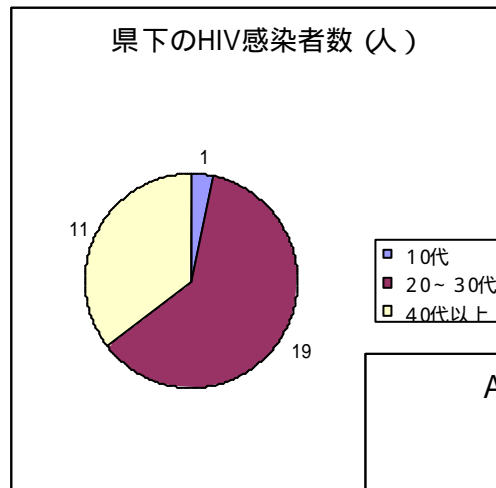
*病名は、淋菌感染症、性器カンジダ症、性器クラミジア感染症、膣トリコモナス感染症等であるが、全てが性交による感染とは限らない。

資料提供

岐阜県医師会



	感染者数	患者数
10代	1	0
20~30代	19	8
40代以上	11	13



資料提供

岐阜県保健医療課

中央教育審議会

平成17年7月27日、中央教育審議会：健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会は、「これまでの審議の状況」を公表した。その中で、性教育について以下のように述べている。(原文のまま抜粋)

性教育として求められる内容について

我が国では、性に関しては様々な価値観の相違があり、性教育についても様々な考え方があ
るが、学校における性教育として求められる内容は何かということについては共通理解を
図って議論すべきであるという意見が出された。

学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、
また、性感染症等を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないとい
う基本的スタンスに立って、指導内容を検討していくべきであるということ概ね意見の一致
を見た。

また、性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とす
べきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の
指導等に走るべきではないということについて概ね意見の一致を見た。

その上で、心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識など科学的知識を理解
させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思い
やる心を醸成することなどが重要であるという意見が出された。

加えて、性教育においては、集団で一律に指導(集団指導)する内容と、個々の児童生徒の
抱える問題に応じ個別に指導(個別指導)する内容の区別を明確にして実施すべきであり、学
習指導要領に関する検討にあたっては、特に集団指導の内容について議論すべきであること
について意見の一致を見た。

それぞれの教科等における性教育に関する指導内容について

性教育は、体育、保健体育のみならず、道徳や特別活動など、学校教育活動全体を通じて取
り組むことが重要であり、それぞれの教科等の役割分担をより明確にした上で連携して取り組
む必要があるのではないかという意見が出された。

特に、発達段階などを考慮しないまま特別活動などで教えられて問題となっていることから、
保健、道徳、特別活動等の役割分担とそれぞれの指導内容を明確化すべきという意見が出され
た。

具体的には、身体の成長や性感染症等の科学的知識については保健で扱い、性に関する倫理
的な面や人間関係の重要性などについては、道徳や特別活動できちんと教えるべきではないか
という意見が出された。

また、学校における性教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえて指導を行うことが極
めて重要であり、それぞれの教科等における性教育に関する指導内容について、児童生徒の発
達段階を踏まえたものになっているかといった観点から体系化を図る必要があるのではないか
という意見が出された。

指導計画の作成等にあたっての留意点等について

学校における体育・健康に関する指導については、現行の学習指導要領では、一般論として、
総則で「家庭や地域との連携」の必要性が明示されているが、特に、学校において性教育を行
うにあたっては、以下のような留意点をより明確にする必要があることについて概ね合意を得
た。

【留意点】

教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の発達段階(受容能力)を十分考慮すること
が重要であること

家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること
集団指導の内容と、個別指導の内容の区別を明確にすること

慎重に進めたい事例

対象学年 小学校低学年
教 材 性交等が描かれており、性交の仕方について触れている絵本

小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、性交や産道から産まれてくる新生児のイラスト、男女の生殖器、出産などが示されているものを用いることは、低学年の発達段階で本来指導する必要のない内容である。絵本であっても、指導のねらいから逸脱していないかを十分に見極める必要がある。

対象学年 小学校低学年
教 材 父親や兄などの身近な人からの性的虐待を取り扱ったビデオ

小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、家族や近親者からの性的虐待を取り上げたビデオを用いることは、児童に家族への不信感や不安をあおることになりかねない。視聴覚教材の使用に当たっては、事前に内容を把握するとともに、児童の実態に合わせて必要な部分だけを見せるなどの配慮が必要である。

対象学年 小学校・中学校
教 材 男女の性器があり、具体的に性交を提示することができる人形

性交そのものを指導するために想定された教材である。児童生徒に一律に性交の仕方を指導することは不適切である。人形や模型等の具体的な教材ほど、児童生徒に与える影響が強いことから、慎重に扱う必要がある。

対象学年 小学校高学年「総合的な学習の時間」
指導内容 性交を取り上げ、男女の性交が描かれた図を用いて説明

学習指導要領で取り扱う内容として示されていない「性交」について、児童に一律に指導することは不適切である。

対象学年 中学校 「保健体育（保健分野）」
指導内容 生徒に男性器の模型を使用してコンドームの装着を行った

エイズ及び性感染症の予防における学習のねらいは、「疾病の概念、感染経路、予防方法を身につける必要があることを理解できるようにする」ことである。学習指導要領解説では、性感染症等の予防のために性的接触をしないこと、コンドームを使うことが有効であることには触れるが、コンドームの装着の仕方までを具体的に指導することは求めている。このことを一律的に扱うことは不適切である。

対象学年 養護学校小学部低学年 「生活単元学習」
指導内容 毎回授業導入時に「ペニス」、「ワгина」などの用語を含む歌を歌わせたり、聞かせたりして身体部位の名称を覚えさせる

言語活動の入門期及びその延長上にある低学年児童の理解力、学習受容力から考えると、医学用語でありしかも外来語である性器の名称を扱うことは配慮に欠ける。また、「ペニス」、「ワгина」は、日常の会話では首や腕などという他の身体部位とは同様に扱うものではない。生活上のマナーやエチケットという視点からも配慮を欠く。小学校では、第4学年の体育：保健領域「育ちゆく体とわたし」で初経や精通について学習し、そこで男女の性器として「いんけい」、「ちつ」という正確な身体部位の名称を学習する。

対象学年 高等学校 配布テキスト
指導内容 性教育テキストにおいて、ピルの推奨や自慰や液を飲むなどのアブノーマルな性行為に言及

フリーセックスを勧めるような表現、器具を使った自慰行為や精液を飲むなどの行為を容認したり、性交後72時間以内の緊急避妊としてピルを推奨するような表現、結婚・家族では、女性は自分よりも家族を優先すること、男性は妻子を養っていくことを強いられてきたという表現など学習指導要領では示されていない内容を含んでいる。文部科学省は、「公教育にこうした内容を持ち込むかどうかは、常識以前の話」と回答している。

性教育に対する文部科学省見解

都道府県や市町村教育委員会において、その設置する学校で行われている性教育の実態を十分把握するとともに、各学校において、児童生徒や保護者への様々な影響や授業の教育的効果を十分に勘案の上、校長の適切な判断の下、計画的に実施する。

保健学習と保健指導

学校における性教育は、体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野・科目保健）を中心に教育活動全体を通じて行われている。

その中でも、保健の学習と保健指導は密接な関係にある。しかし、ともすると保健学習と保健指導が明確に区別されていない現状がある。今一度、特性、ねらい、内容、位置付け、進め方を下の表で確認したい。



	保 健 学 習	保 健 指 導
特 性	健康や安全に関する科学的な知識や判断力を身に付けさせる場	教科で学んだ健康・安全に関する内容についての知識・理解を生かしながら実践し、生活を意図的に充実させる場
ねらい	健康・安全に関する科学的認識を深め、思考力や判断力を育てるとともに的確な意思決定ができるようにすること	児童生徒が自らの健康状態について関心を持ち、身近な日常生活における健康問題を自ら見つけ、自分で判断し処理できる能力や態度を育成
内 容	学習指導要領に示された誰もが身に付けるべき健康・安全に関する基礎・基本	当面する健康・安全の問題で、各学校が児童生徒の発達段階に即して設定
教育課程への位置付け	小：体育科 保健領域 中：保健体育科 保健分野 高：保健体育科 科目「保健」 (学習指導要領で指導内容や指導学年、指導時間を特定)	特別活動を中心に教育活動全体（児童生徒の現実の姿や突発的な健康問題に即した適時の指導や繰り返しの累積的な指導）
進め方	単に知識を教え込むだけでなく、発達段階に応じた問題解決的な学習の推進	学級活動、ホームルーム活動における計画的な指導との関連を図り、日常生活で具体的に実践

なお、保健学習に対する全国調査の結果からその一部を抜粋し、次頁より掲載する。各学校の実態と比較して見ていただきたい。

保健の授業についての全国調査

『保健学習推進委員会報告書～保健学習推進上の課題を明らかにするための実態調査～』H17.2 (財団法人本校保健会より一部抜粋)

* 表中の網掛け部分は、一番高い値の校種及び8割以上が肯定意見として回答している校種、小5は小3・4の学習を振り返って、中1は小5・6の学習、高1は中学校の学習、高3は高校の学習を振り返って回答している。

<児童生徒の回答> 各学年の数字は、「そう思う+どちらかといえばそう思う」という肯定意見の計(%)

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
保健の学習が好きだ 保健の学習はおもしろい 保健の学習は楽しい	52.3	33.1	37.0	40.0

参考資料：国立教育政策研究所教育課程研究センター平成13年度小中学校教育課程実施状況調査より

小学校...国：58.4 社：52.3 算：53.9 理：71.9

中学校...国：47.9 社：52.0 数：44.0 理：56.4 英：58.7

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
保健の学習は大切だ 保健の学習は健康な生活を送るために必要だ 保健の学習は学校での勉強で必要だ	88.7	79.2	84.5	88.6

参考資料：国立教育政策研究所教育課程研究センター平成13年度小中学校教育課程実施状況調査より

小学校...国：86.0 社：83.0 算：87.0 理：72.2

中学校...国：81.5 社：67.8 数：81.5 理：58.4 英：84.6

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
保健の学習をすれば 今の生活に役立つ 健康な生活ができるようになる 社会に出てからの生活に役立つ	81.5	71.1	71.8	75.9
保健の学習をすれば 心や体の不安や悩みを軽くしたり、解決したりするのに役立つ 国民全体の健康づくりにつながる	58.2	47.6	45.3	46.9

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
健康は何をするにも必要だ 健康は何よりも大切だ 健康は幸せな生活を送るために必要だ	86.1	87.5	90.2	92.3

< 教師の回答 > 各校種の数字は(%)

質 問 内 容	小学校	中学校	高校
保健学習の機会 冬季、梅雨時に集中的 雨の日 毎週及び隔週 その他	60.9	53.3	0.4
	12.3	8.0	0.5
	5.5	23.3	97.6
	21.3	15.4	1.5

質 問 内 容	小学校	中学校	高校
保健学習の内容の実施状況	65.4	50.9	67.5

質 問 内 容	小学校	中学校	高校
授業で本・新聞・雑誌等の活用をしている。	57.2	64.1	84.5
授業での児童生徒の反応を予想しての指導法の工夫をしている	79.5	77.0	89.8
授業で多様な評価をしている	41.5	43.2	70.4
授業での評価を次の指導に生かしている	65.4	62.4	77.0

質 問 内 容	小学校	中学校	高校
周りに保健の授業等で相談できる教師がいる	89.4	80.2	84.4
周り保健の授業に熱心な教師がいるか	71.8	71.4	84.9

< 保護者の回答 > 各校種の数字は(%)

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
学校で保健の授業があることを知っている	96.5	96.9	95.2	92.5
保健の授業を参観したことがある	30.8	25.8	24.6	18.4
保健の教科書を見たことがある	43.9	33.5	27.9	24.7

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
学校教育で保健の授業は大切である	97.3	96.7	96.2	95.8

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
学んだことは今の生活に生きる	94.1	92.9	93.0	92.1

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
学んだことは社会へ出てから役立つ	91.9	91.0	90.8	90.3

質 問 内 容	小 5	中 1	高 1	高 3
保健の授業の時間数を増やした方がよい	52.9	50.0	44.1	47.1

ぜひ教えて欲しい内容（保護者回答）	小 5	中 1	高 1	高 3
1 健康の考え方・大切さ	70.8	66.1	62.6	64.9
2 食生活	58.8	55.8	54.6	57.3
3 運動習慣	53.8	50.9	49.4	51.6
4 睡眠などの休養	51.5	49.2	47.5	48.6
5 体の発育・発達	78.8	75.5	67.3	68.1
6 思春期の体の変化	80.1	77.5	71.3	71.4
7 妊娠や避妊法	60.7	67.6	69.1	69.6
8 感染症	63.5	70.9	72.0	73.3
9 生活習慣病	55.4	57.8	58.3	61.1
10 むし歯や歯周病	59.8	51.2	48.0	50.4
11 喫煙・飲酒・薬物乱用	72.1	78.3	77.8	77.3
12 けがの防止	49.2	42.2	40.9	42.5
13 交通安全	60.6	43.8	40.9	45.1
14 応急手当の意義・方法	61.2	65.0	64.4	65.9
15 不安・悩み・ストレス	59.1	62.3	60.2	60.6
16 環境と健康	44.7	42.3	42.2	45.4
17 食品の安全	44.3	42.1	44.1	48.6
18 保健・医療機関	35.1	35.9	40.1	44.0

性被害等の実態 (岐阜県)

少年の福祉を害する犯罪被害者・性被害の推移

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
中学生 (人数)	1 1	9	2 4	1 7	1 9
児童・ポルノ法違反	3		1 3	4	1 2
岐阜県青少年健全育成条例違反	6	9	8	1 2	2
児童福祉法違反			3	1	4
売春防止法違反	2				1

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
高校生 (人数)	1 2	2 0	2 0	6	2 6
児童・ポルノ法違反	2	1	4	4	1 1
岐阜県青少年健全育成条例違反	9	1 9	1 5	2	1 4
児童福祉法違反			1		1
売春防止法違反	1				

* 児童・ポルノ法：児童売春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

性被害の推移

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
中学生 (人数)	2 1	1 7	2 6	2 8	1 2
強姦	4		2	3	2
強制わいせつ	1 7	1 7	2 4	2 5	1 0

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
高校生 (人数)	4 1	5 2	7 0	6 0	4 4
強姦	5	9	5	6	7
強制わいせつ	3 6	4 3	6 5	5 4	3 7

資料提供

岐阜県警察本部生活安全部少年課

関係法令

日本国憲法

第十三条 個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十四条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

教育基本法

第一条 教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第二条 教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条 教育の機会均等】

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第五条 男女共学】

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

民法

第七百三十一条 【婚姻適齢】

男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第七百三十七条 【未成年者の婚姻についての父母の同意】

未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

- 2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも同様とする。

母体保護法

第一条 【この法律の目的】

この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により母性の生命健康を保護することを目的とする。

第二条 【定義】

この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする術で厚生労働省令をもつて定めるものをいう

この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出すること

第十四条 【医師の認定による人工妊娠中絶】

都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

定義) 第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう

- 2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう
- 3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう
- 4 この法律において「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症をいう
- 5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう
- 6 この法律において「五類感染症」とは、インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう
- 7 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。)であって、第3章から第6章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう
- 8 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう
- 9 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう
- 10 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう
- 11 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関をいう
- 12 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう
- 13 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう
- 14 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう

刑 法

第174条 【公然わいせつ】

公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第175条 【わいせつ物頒布等】

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第176条 【強姦わいせつ】

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第177条 【強姦】

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第212条 【墮胎】

妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1年以下の懲役に処する。

児童福祉法

第34条

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 6 児童に淫行をさせる行為

児童虐待の防止に関する法律

第2条 【児童虐待の定義】

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条 【児童に対する虐待の禁止】

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

売春防止法

第一条 目的】

この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行または環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更正の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

第二条 定義】

この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう

第三条 売春の禁止】

何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない

性同一性障害者の差別の取り扱いの特例に関する法律

第二条 定義】

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう

第三条 性別の取扱いの変更の審判】

家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に子がいないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

第1条 目的】

この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

第6条

何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）の相手方となるように誘引すること。
- 2 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 3 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。
- 4 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

児童の権利に関する条約

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

岐阜県青少年健全育成条例

第3章 有害行為等の制限 (有害興行の指定等)

第5条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

- (1) 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (3) 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(有害図書類等の指定等)

第6条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物(以下「がん具等」という)の内容、形状、構造、機能等が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等(以下「有害図書類等」という)として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。

- (1) 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のもので認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面(表紙を含む。)が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの
- (2) 録画テープ又は録画盤で、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のもので認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの
- (3) フロッピーディスク又はシー・ディー・ロムで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のもので認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上若しくは総場面数の10分の1以上であるもの
- (4) 図書類又はがん具等(以下「図書類等」という)で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に掲載する特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のもので認められるもの
- (5) がん具等で、次のいずれかに該当するもの

イ 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているもの

ロ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

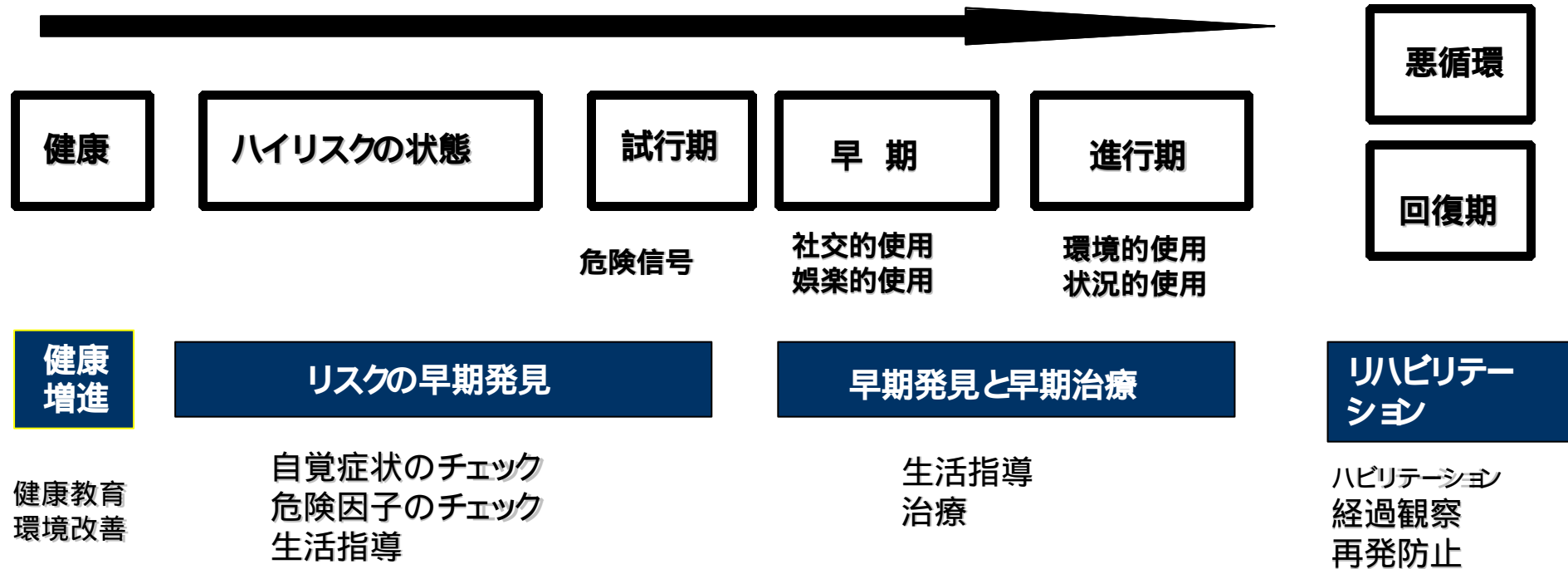
(みだらな性行為等の禁止)

第13条の2

何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

危険行動の自然史と予防対策



第1次予防

第2次予防

第3次予防

平成 17年 11月 10日 全国学校保健研究大会 (天津市) 記念講演 兵庫教育大学副学長 勝野 眞吾氏 講演より

次号に向けて

今回は、『学校における性教育～PART 1 授業を仕組む前に～』と題して、学校における性教育の考え方や進め方の概論を述べた。是非とも、教職員の共通理解の上で意図的かつ計画的な指導ができるよう推し進めていただきたいと考える。

さて、来年度は、今回記述した内容に基づき、各学年の発達段階の特長や年間指導計画の作成の仕方、各領域の授業実践事例を掲載したいと考えている。また、生徒指導的な対応事例や各相談関係機関の連絡先など学校現場に直接的に関係するであろう内容を中心に掲載していきたいと考えている。

本書をお読みいただき、次号に繋がるご意見等をいただければ幸いである。

平成18年3月

性教育プロジェクトチーム一同

【参考・引用文献】

『学校における性教育の考え方、進め方』 平成11年3月 文部省（文部科学省）

『性教育指導の手引』 平成15年3月 鹿児島県教育委員会

『性教育の手引き』 平成17年3月 東京都教育委員会

『授業の「しくみ」を中心とした体育授業過程の研究』 橋本正一監修
昭和59年4月 黎明書房

性教育プロジェクトチーム

番	氏 名	所 属 (住 所)
1	木田 惠次	県学校保健会広報・調査委員長 (医師)
2	浜野 美奈	山県市立富岡小学校 (教諭)
3	大塚 芳樹	各務原市立各務小学校 (教諭)
4	上田 和伸	県立岐山高等学校 (教諭)
5	大城戸香織	羽島市立小熊小学校 (養護教諭)
6	溝口 尚美	本巣市立外山小学校 (養護教諭)
7	日置 雅子	県立岐阜城北高等学校 (養護教諭)
8	中川 浩美	美濃教育振興事務所
9	村田 明治	岐阜教育振興事務所
10	原 尚	県教育委員会 県学校保健会
11	西田 倫子	県教育委員会 県学校保健会